

令和6年度 第1回地域連携会議 議事録

令和6年7月19日 13:30～15:30

玉野市役所3階大会議室

司会：事務局

- 1 長寿介護課長 挨拶
- 2 市による説明
 - ・玉野市市民後見人 名簿登録から受任までの報告
- 3 協議する事項

1 申立てケースと市民後見人とのマッチングをどのように行うか。(資料1.2.3.4.5)

玉野市では、令和3年度から「市民後見人」の養成に取り組んできましたが、このたび、市民後見人候補者名簿に登録された6名の内2名が、裁判所からの選任を受け、これから専門職との複数後見という形で玉野市市民後見人として、ご活躍いただく予定です。

【説明】

当初、市民後見人をお願いできるケースは少ないと危惧していましたが、受任者調整会議で検討の結果、多くのニーズがあることが分かっています。

しかし、市民後見人からは、どのようなケースを受任するのか不安であるため、候補者となる前に、ケースとのマッチングをしっかりと行って欲しいとの要望があります。

裁判所から選任をされる前の段階で、ケースと市民後見人のマッチングをどのように図ればいいのか、ご意見をいただきたい。

【委員意見】

(委員) 市民後見人(候補者名簿登録者)と話しをする機会があったが、先ほど市からの説明があったとおり、候補者には、ざっくりとしたケースの説明があるだけで、「被後見人と会ってみたい。」との意見も聞いてもらえなかったようだ。市民後見人も、被後見人も、お互いに、どんな人なのだろうという不安があり、相性もあるので、受任前に会っておくことも必要ではないか。

(事務局) 先日、県内の市町が集まる成年後見に関する会議があり、同様の議題があった。事前に面会をされている市町、そうでない市町様々であり、プライバシーの問題等もあるので、委員の意見を聞いて検討していきたい。また、専門職には、より詳しい打診票により、候補者になるかどうかの判断をしていただいております。市民後見人にもそのような打診票で情報提供することも、検討していきたい。

(会長) 他市の状況等の情報はああるか。

(委員) 市民後見人のアンケートや打診票によるマッチングの他、ペアを組む専門職との面談や、後見活動のイメージの共有、必要に応じて、被後見人との面会等も行っているところがある。

(オブザーバー) 他県の話になるが、社会福祉協議会等の法人後見で専門職と支援員としての市民後見人が後見活動を行っていたケースをリレー形式で、市民後見人に引き継ぐという形をとっている

ところもある。(引き継ぎ後、社会福祉協議会は、市民後見人のバックアップ等を行う。) この場合は、お互いの状況が分かっているので市民後見人も安心して受任ができるメリットがあり、参考になるのではないかな。

なお、岡山家庭裁判所では、選任前に市民後見人と被後見人が面会をすることへの制限等は検討にあがったことはないと思われる。

(会長) 裁判所も、お互いが面会等を行っているということを、選任をする際の安心材料としてみていると思われる。市民後見人と、被後見人との不安解消のためにも、可能であれば、事前面談等も行っていつてはどうか。

(委員) 市民後見人が、事前の面談等を行うことによってケースの選り好みを行い、まったく受任しないような場合には、ペナルティ等は発生するのか。

(事務局) あくまでも市民後見人は、共助としての活動であり、ペナルティ等は考えていない。また、受任していない期間が長くなった場合でも、いつでも活動できるようにフォローアップ研修等でバックアップしていく予定である。

裁判所では、市民後見人が選任された後、「やっぱり被後見人の方と合わなかった。市民後見人を辞任したい。」というようなトラブル的なケースは把握されているのか。

(オブザーバー) そういったケースは今のところ、把握していないが、選任された後、市民後見人の健康状態の悪化にて辞任をされたケースはある。

(委員) 市民後見人ではないが、以前、利用者が法人後見の担当者候補との面談をした後、担当者決定までに時間がかかり、利用者が不安になったことがあった。面談前のマッチングも重要と考える。

(会長) 事務局としては、こういった点に重点を置いてマッチングを行っているのか。

(事務局) 長期にわたる市民後見人の養成研修を通じて、現在の市民後見人名簿登録者の人柄等が、ある程度理解できている。そういった情報と、市民後見人の意向等を受任者調整会議にて諮り、マッチングを行っている。また、名簿登録者については定期的に意向確認を行っていく予定である。

(副会長) 先ほど、面会を実施している市町村があるとのことだが、個人情報、プライバシーの問題は、どのように整理をされているのか。

(事務局) どのように整理をしているかまで踏み込んで聞いてはいないが、面会をすることで、双方の不安の払拭に繋がっているとのことである。また、面会まではしていないが、書面で詳しく情報提供している所も多い。

(副会長) 面会をすることはとても良いことだと思うが、一番は、被後見人本人の気持ちが大切だと思うるので、その部分を確認してから、進めていただきたい。

(事務局) 市民後見人とのマッチングや面会を実施したにもかかわらず、裁判所の判断で、別の後見人が選任されるということも当然あり得るのか。

(オブザーバー) そういった事例は聞いてはいないが、あくまで裁判官の判断となる。

2 市民後見人養成（受講者の確保）について （資料 6.7）

今後も、市民後見人養成のため、「岡山県市民後見人養成講座（基礎研修）」受講補助（毎年度）、「市民後見人養成研修（応用研修・実務研修）」（それぞれ2年に1回）の頻度で、開催を継続します。

【説明】

毎年度、3名の方に「岡山県市民後見人養成講座（基礎研修）」受講補助を行っていますが、昨年度は2名の受講で、修了者は1名のみでした。

今年度も8月より、基礎研修受講の募集を開始いたしますが、より多くの方に市民後見人を目指していただくためには、どのような働きかけが必要か、受講者を確保するにはどうすればよいのか、ご意見をいただきたい。

【委員意見】

（委員）県の基礎研修は、主催者に直接申込を行うのか。

（事務局）基礎研修受講補助を利用される方は、玉野市が募集し、面談等を通じ、3名を選考後、玉野市が申込を行う。また、補助を利用せず、直接申し込まれる方もおられる。

（委員）今まで、周知はどのような方法で行ってきたのか。

（事務局）県の基礎研修のチラシが届いたら、市役所、社会福祉協議会の窓口等に配置している。また、今年度は民生委員会に参加させていただいての広報を予定している。

また、受講補助の募集は、玉野市の広報誌等も行っている。

（民生委員）民生委員は、専門職の集まりではないため、「市民後見人」と聞くと敷居が高いイメージがある。内容をもっとかみ砕いて教えてもらえば、若い民生委員等が、興味を持ってもらえるのではないかな。

（会長）銀行や、病院、施設等には、広報されていたのか。

（事務局）今までは、基礎研修受講補助の広報は、玉野市の広報誌のみであった。本日、委員の皆様には、周知できたので、玉野市の関係機関に広報していきたい。

（事務局）先ほど、民生委員が言われたとおり、なかなか「基礎研修募集のチラシ」のみでは、市民後見人の内容が伝わりにくい。市民後見人は、どのようなものを説明する場が必要であると感じた。もし、委員の皆様の関係等で、市民後見人を周知する場があれば、職員が出向き、説明等をさせていただきたい。

（会長）他の市町村では、そういった説明会等は開催されているのか。

（事務局）倉敷市は、市民後見人についての説明会等を行っている。玉野市もそういった説明会の必要性を感じた。

（会長）玉野市が、そのような説明会を企画するときには、（講師等）委員の皆様に協力いただけるのではないかなと思う。

（委員）8月は、民生委員会が休会のため、時期的に民生委員会での広報は難しいと思われる。

また、市民後見人の地域での偏り（特定の場所に集中等）はないのか。マッチングをする際に、地域性も考慮されるのか。

(事務局) 現時点では、市民後見人は少人数であり、市民後見人の地域性(住所等)は考慮していない。被後見人より、市民後見人の住所を聞かれる場面はあった。

(事務局) 現在、市民後見人基礎研修を終了された73歳の方を把握している。玉野市の市民後見人には該当しないが、本人が希望された場合、応用研修等の受講のみは可能か。

(会長) 登録できないが、受講のみであれば、可能と思われる。

(委員) その方は、市民後見人にはなれなかったとしても、市民後見人の普及・啓発等には、協力いただけるのではないかな。

(事務局) 受講の可否は市の判断となるが、法人後見の支援員等の活躍の場もあると思われ、その部分の情報提供も行っていきたい。

(委員) 市民後見人セミナーを開催する際、前半・後半に分けて、前半は、市民後見人に関心のない方も含め、広く一般の方に参加いただけるもの、後半は、市民後見人のセミナーとして市民後見人の活動報告等をしてみてはどうか。

また、市民後見人の募集は、社会福祉協議会等が把握されている、地域で活動されている方に声をかけていただければ、高確率で、募集に繋がるのではないかな。

(委員) 実務研修は、市民後見人としての実務的な研修を行うが、後見人の業務を学びたい方であれば、受講する意味はあるのではないかな。(70歳以上の方に対して)

3 市民後見人フォローアップ研修について (資料8)

「市民後見人フォローアップ研修」をこれまでの地域連携会議でのご意見を踏まえ、年2回開催することとし、体験談などの共有や、市民後見人同士の交流を予定しております。

【説明】

今年度は 第1回 令和6年9月5日(木) 10:00~12:00、第2回 令和7年 1月頃を予定しております。

さしあたり、第1回目の内容についてのご意見や開催にあたって委員の皆様のご協力をいただきたい。

(副会長) フォローアップ研修の情報共有の部分で、「複数後見を担当している専門職より」との項目があるが、どのようなこととお話ししたら良いのか。

(事務局) 今回2ケース市民後見人と専門職との複数後見が開始されたが、市民後見人との役割分担や、気をつけていること、良かったことなどをお話いただけたら思う。また、裁判所から選任されるにあたっての調査官との面談や手続きなどの情報提供があれば、これから活動しようとしている市民後見人にも役立つのではないかな。

(副会長) ということは、今回受任した専門職は、必ず出席と言うことか。

(事務局) よろしく願いしたい。

(会長) 3件目は、社会福祉協議会との複数後見が予定されているので、社会福祉協議会の方も、出席を予定しておいていただきたい。

(事務局) 会場の関係で、フォローアップ研修の日程を令和6年9月5日(木) 10:00～11:30とさせていただきます。日程調整をよろしくお願いいたします。内容等で、追加したらよいもの等あるか。

(委員) 玉野市と、玉野市以外の市民後見人との交流・情報交換もあり得るのか。

(事務局) 玉野市の市民後見人が誕生していない段階では、そういった企画も考えていた。次回以降で、考えていきたい。

(委員) 後見活動をしていく中で、家族支援や、死後の手続き等が必要な場面が出てくると思う。そういった研修もぜひ取り入れていただきたい。

(会長) 以前、フォローアップ研修のことを協議した際には、年に2回では少なすぎるのではないかと意見もあったが、回数は増えないのか。

(事務局) 市民後見人が誕生後、初めての研修になるので、今年度は年2回の開催とし、参加者から、内容や回数の希望を聞きながら、調整していきたい。

(事務局) 市民後見人の中には仕事をされている方も多く、負担の少ない回数から始めていきたい。

(会長) 市長申立ての書類は、裁判所の許可がないと謄写・閲覧できない、開廷日も限られるため、必要書類の入手にかなり時間がかかる。市民後見人も情報入手が遅れるため、活動開始に支障が出ている。

他の市町村では、情報入手に非常に協力的なところもあるが、玉野市は、そうではない。改善を望む。

(事務局) そのようなご要望があることは承知している。情報提供を行うには、法令等もあり、クリアしていかなければならない問題もあるので、担当課としては、できる限り協力ができるよう、検討していきたい。

4 事例検討

委員より提供のあった事例についての検討

～障害者の方の事例～

「不安が強く、他者の受け入れが難しい方にどのように成年後見制度につなげていったらよかったのか」

5 次回の地域連携会議の日程及び内容について

日時 令和6年12月24日(火) 13:30～15:30

場所 玉野市役所3階大会議室

6 副会長 挨拶